



熊本県公報

号外 第69号
令和5年(2023年)
3月24日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 1

規 則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第7号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則
熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則(平成21年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項を削り、同条第2項中「別表第1の2の項」を「別表第1の1の項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「別表第1の4の項」を「別表第1の3の項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「別表第1の5の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「別表第1の6の項」を「別表第1の5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「別表第1の7の項」を「別表第1の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「別表第1の8の項」を「別表第1の7の項」に改め、同項を同条第7項とする。
第4条第8項第3号中「第8条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第4号中「第8条第2第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第11号中「第23条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第12号中「第23条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第16号中「第39条第1項から第4項まで」を「第39条第1項から第5項まで」に改め、同項第17号中「第39条の2第1項から第3項まで」を「第39条の2第1項から第4項まで」に改め、同項第21号中「第47条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第22号中「第47条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第26号中「第57条第1項又は第2項」を「第57条第1項から第3項まで」に改め、同項第27号中「第57条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第29号中「第58条の13の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第30号中「第58条の13の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第32号中「第66条第1項若しくは第2項(同条第5項)を「第66条第1項から第3項まで(同条第6項)に、「同条第3項(同条第5項)を「同条第4項(同条第6項)に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。